

○本巢市水道環境部印刷物広告取扱要領

令和4年6月23日

告示第93号

(趣旨)

第1条 この告示は、本巢市水道環境部が作成する印刷物への広告の掲載について、本巢市有料広告掲載要綱（平成19年本巢市告示第153号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第2条 広告を掲載できる者及び広告内容の範囲は、要綱第4条及び第5条の規定に準ずるものとする。

(広告を掲載する印刷物)

第3条 広告を掲載する印刷物は、次に掲げるものとする。

- (1) 水道・下水道使用水量及び料金のお知らせ
- (2) その他広告を掲載することができると市長が認めるもの。

(広告の規格及び掲載料金等)

第4条 広告枠の規格、募集枠数、掲載期間及び掲載料金は別表のとおりとする。ただし、前条第2号に定める印刷物の広告の規格及び掲載料等は必要に応じて、その都度市長が定めるものとする。

(広告掲載の申請)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「申請者」という。）は、本巢市水道環境部印刷物広告掲載申請書（様式第1号）に掲載を希望する広告原稿を添付し、市長の定める期日までに提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第6条 市長は、前条に定める申請があったときは、要綱第10条第1項の審査会の審査を経て、広告の掲載の可否を決定し、本巢市水道環境部印刷物広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 申請が予定の募集枠数を超えたときは、次の各号の順により決定する。ただし、同順位であるときは、抽選により決定するものとする。

- (1) 市内に主たる事業所、営業所、店舗等を有する企業及び個人
- (2) 市外に事業所等を有する企業その他市長が認めるもの

(広告掲載料金の納付)

第7条 前条第1項による広告掲載の決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、第4条に定める広告掲載料金の全額を市長が定める期限までに市が発行する納付書により、納付しなければならない。

(広告掲載料金の返還)

第8条 広告の掲載料金は、返還しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

(広告掲載の取消)

第9条 市長は、要綱第15条の規定に該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

2 市は、前項の規定による取消等により広告主が受けた損害については、その賠償の責めを負わない。

(広告の責任)

第10条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が定めるものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和6年告示第45号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条から第7条まで、第9条、第11条、第15条、第16条、第18条から第21条まで、第23条から第27条まで、第29条から31条まで及び第33条の規定は、令和6年7月16日から施行する。

附 則 (令和6年告示第118号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表 (第4条関係)

広告を掲載する印刷物	広告枠の規格	募集枠数	掲載期間	掲載料金
水道・下水道使用水量及び料金のお知らせ	裏面下部 縦 95mm 横 55mm 1色刷	1枠	1年	90,000円 (消費税を除く。)